

大分県教育センター「eラーニング」実施要領

平成16年9月6日

1 趣旨

この要領は、「おおいた教育ハイパーセンターネット」運用要綱に基づき公立学校教職員及び県教育委員会・市町村教育委員会職員の情報化に対する認識を高めるとともに、教職員研修の一層の充実、教育の情報化の推進等を図るため、大分県教育センターeラーニングシステムにより提供されるWBT（Web Based Training ブラウザソフトを使用する）研修及び利用について必要な事項を定める。

2 利用対象者の範囲

- (1) 大分県教育センター「eラーニング」の利用対象者は、原則として公立学校教職員及び県教育委員会・市町村教育委員会職員とする。利用目的によっては、公立学校児童生徒も利用者に加える。
- (2) 登録については、「おおいた教育ハイパーセンターネット」の「学びの扉」の所属（ポータル）をもとに、年度ごとに大分県教育センターが行う。

3 「eラーニング」の定義

大分県教育センター「eラーニング」とは、大分県教育センターが運営・管理する、大分県教育センターeラーニングシステムを利用した、WBT（Web Based Training）による教職員の資質向上を目的とした学習・研修システムをいう。

4 場所・時間・利用

- (1) 受講は、どこからでも、いつでも行うことができる。
- (2) 利用については、教育活動の目的に応じてアンケート処理や院内学級等での利用等の活用を図ることができる。

5 受講内容

- (1) 受講内容の種類は次の分類とする。
 - A 大分県教育センター所長が利用対象者に対して学習用コンテンツとして公開しているもの。
 - B 大分県教育センターの教職員研修講座のうち、大分県教育センター所長から受講を許可された受講者のみが受講するもの。
 - C 大分県教育委員会（大分県教育センター以外の他機関）からの要請等による研修に関するもの。
 - D その他、学校からの依頼によりアンケート処理・院内学級への教材配信など、大分県教育センター所長が必要と認めたもの。
- (2) 受講内容の形態は、「学習（コンテンツ）」・「テスト」・「アンケート」とする。

6 利用方法

(1) 「おおいた教育ハイパーセンターネット」で運営されるグループウェア「学びの扉」の「ID」とパスワードで大分県教育センターeラーニングシステムにアクセスし学習を行うものとする。

なお、受講内容によっては、大分県教育センター所長が発行する「ID」とパスワードで学習を行うことができる。

(2) 利用者は、インターネット上で、自分のペースで学習を進めることができる。

7 学習効果の測定

(1) 利用者は、自分の受講状況（学習進度）を大分県教育センターeラーニングシステムを通して確認することができる。

(2) 大分県教育センター所長は、利用者の受講状況（テスト・アンケート集計を含む）を確認し、学習効果の測定を行うことができる。

8 運営のしくみ及び利用方法

運営のしくみ及び利用方法については、大分県教育センター所長が別に定める、『大分県教育センター「eラーニング」利用ガイド』によるものとする。

9 管理者の支援

大分県教育センター所長は、利用者の質問・問い合わせに対して、メールなどでアドバイスをを行う。

10 利用者の義務

(1) 利用者は実施要領及び、『大分県教育センター「eラーニング」利用ガイド』に従い、誠実に受講しなければならない。

(2) 受講者は、「ID」およびパスワード（初期パスワード・受講者本人が変更したパスワードを含む）を他人に漏洩してはならない。

11 その他

大分県教育センター「eラーニング」の運用に必要とする事項は、大分県教育センター所長が別に定めるものとする。

附 則 この要領は、平成16年9月6日から施行するものとする。